

A & P 合気道平和塾会則

令和 4（2022）年 6 月 1 日

1 目的

- (1) A & P 合気道平和塾は合気道の開祖である植芝盛平先生の教えを大切にし、合気道の本質の理解を目指します。
- (2) 当塾は合気道を通じて、心身及び他者との調和を図りつつ、世界人類の平和に貢献するよう努めます。
- (3) 当塾は「A & P 石垣道場」の札幌支部として、合気道の技の探究と精神の研磨を目指します。
- (4) 当塾は上記の目的に寄与するため、合気道国際平和文化交流倶楽部 (AIPACEC) と相互に協力するものとします。

2 会員

塾は、真摯に合気道を学ぶ意欲があり、塾の目的に賛同した方を会員とします。

3 運営

- (1) 運営に当たり、代表を 1 名、副代表を 1 名おくこととします。
- (2) 代表は会を代表し、運営全体を統括します。
- (3) 副代表は代表を補佐します。
- (4) 運営に係る費用の管理を行う者として、会計を 1 名おくこととします。

4 活動

(1) 内容

- ・基本動作、体術、剣及び杖の稽古

- ・他団体との交流及び合同稽古

(2) 活動場所

札幌市内の学校開放されている格技場及び公共の体育館

(3) 活動回数

主に夜間、週 3 回程度とします。

5 指導者

(1) 四段以上の会員は指導者とします。

(2) 指導者は稽古において、会員の指導を行うものとします。

(3) 有段の会員は、指導者を補佐するものとします。

6 会員の心得

(1) 会員は合気道の精神を尊重し稽古に励むこと

(2) 会員は心身及び他者との調和を大切にし、稽古に励むこと

(3) 会員はケガをせぬよう常に注意を払い稽古に励むこと

7 会員の注意事項

(1) 会員が稽古中ケガをした場合には、当塾及び稽古相手の責任としない。

(2) 会員は稽古中のケガに備えて入会時にスポーツ保険に加入すること

(3) 指導者はケガを未然に防ぐよう努めること

8 入会・休会・退会

(1) 入会の際は入会カードに必要事項を記入し、会費支払いの手続きをして事務局へ提出すること

(2) 休会・退会の際は、事務局へ休会・退会の意思を代表もしくは事務局へ連絡すること

(3) 合気道に初めての入門する会員は本会入会時に公益財団法人合気会に入会します。

{入会金：8,800 円（終身有効）}

9 会費

(1) 会員は塾に会費を支払うものとします。

(2) 会費は月額 3,000 円とし、毎月の稽古初日に会計に支払うものとします。

(3) 塾の活動に係る費用は会費をもって当てるものとします。

10 体験稽古

入会希望者は初回のみ体験稽古ができるものとします。体験稽古は会費の支払いは不要とします。

11 会員以外の稽古への参加

他の道場の会員等、会員以外の稽古参加者は、1回の参加につき 500 円を支払うものとします（体験稽古参加者を除く）。

12 雑則

この会則に定めのない事項については、代表及び副代表が協議して決定することとします。

13 施行期日

本規約は、令和 4 (2022) 年 6 月から施行する。